

裁 決 書

審査請求人

代理人

代理人

代理人

代理人

平成19年9月7日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項及び第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成19年7月30日付けで審査請求人に対して行った生活保護変更申請却下処分のうち、転居に係る敷金等の費用に係るものは、これを取り消す。

本件審査請求のその余の部分は、棄却する。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成19年7月30日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項において準用する同条第1項の規定により、生活保護変更申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成19年9月7日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

- 1 アパートの2階に住んでいたが、が のため であり、請求人も していることから、階段の昇降が危険であったため転居することとし、転居に係る敷金、仲介料を申請したところ、処分庁がこれを却下したのは不当である。
- 2 が小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業（以下「給付事業」という。）により の給付を受けたが、制作費用が基準額（ ）を超えて となったため、差額の の支給を申請したところ、処分庁がこれを却下したのは不当である。

裁 決 の 理 由

- 1 本件に関しては次の事実が認められる。

[REDACTED]

2 判断

(1) 請求の要旨1について

ア 敷金等の認定について

(7) 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、限度額に3を乗じて得た額の範囲内で必要な額を認定することができる（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第6の4の(1)のイ）。

(イ) また、上記(7)の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第4の30に定める15の要件のいずれかに該当する場合



に居住していた住居で検証を行った。それによれば、同住居に敷設された階段は、全23段で、上から、①3段、②6段、③4段、④6段及び⑤4段の5つの部分で構成されていた。①から④までには、鉄製の手すり取り付けられており、①、③、④及び⑤は直線で、踏み面が長方形であったが、②は、昇降の方向を変更するため、踏面が三角形と一角が鋭角の四角形である階段が組み合わされていた。階段1段の高さは、いずれも21センチメートルであったが、④の最下段については、敷地地面と当該段の踏面との間に踏面のないコンクリートの土台があり、最下段の踏面から敷地面までの高さは32センチメートルとなっていた。■■■■をほぼ■■■■し■■■■■同人にとっては、■■■■を背負うなどして当該階段を昇降することは、特に②の部分及び④の最下段の部分において、困難が伴うものであったと認められる。

(7) 以上のことから、本件については、課長通知問第4の30の「身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当すると認めるのが相当であり、処分庁の主張は採ることができない。

(8) なお、処分庁は、請求人が実際に転居した住居は1階ではあるものの、階下が車庫となっているため前住居同様階段を利用して出入りする必要があることから、階段の昇降が困難であるとの同人の主張は疑問であると主張するが、転居先住居に敷設された階段は全10段で真っ直ぐ昇降するものであり、前住居の階段とは明らかに構造が違うので、当該主張は採ることができない。

(2) 請求の要旨2について

ア 治療材料の給付について

(7) 要保護者から治療材料の給付の申請があったときは、技術的医学的な見地からの判断を必要とするため、福祉事務所長は、給付要否意見書を発行し、要保護者に対し、その医療を担当している医療機関において所要事項の記入を受けて提出するよう指導するとされている。

(「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)第3の6の(1)のア)。

(1) また、その費用は、最低限度の実費とされている。(運営要領第3の6の(3)のイの(1))。

イ 本件における給付の可否について

(7) 処分庁は、治療材料としての■■■■の給付は、その給付によらなければ生命を維持することが困難である場合又は生命の維持に直接関係はないが、症状等の改善を図るうえで他に代わるべき方法がない場合に認められるべきであり、単なる日常生活の利便等を理由としての給付は適当ではないとされており(「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知)問(17))、■■■■の■■■■は日常生活の便宜を図るため給付されたものであって、生命の維持又は症状等の改善等を目的とするものではないから、治療材料の給付方針には該当しないと主張するが、請求人から

保護変更申請があった際（前記1の(6)）、給付要否意見書が発行されていないことから、技術的医学的な見地から処分庁が当該主張をしていると認めることはできない。

- (イ) しかしながら、たとえ、本件[]が治療材料に該当するとしても、法に基づき治療材料を給付する場合の費用は最低限度の実費とされ（前記アの(イ)）、[]給付要綱が定める[]の基準価格は[]とされており（同要綱別表1）、この額は「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」（平成4年3月2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知）が定める基準額と同額であることから、同要綱が定める額が、[]における必要最低限度の額と解することが妥当である。
- (ロ) そして、[]給付要綱によれば、日常生活用具の給付を受けようとするときは、申請書のほか、給付を希望する用具のカタログ、見積書等を提出することとされ（同要綱第5条）、給付する日常生活用具の価格が同要綱の定める基準価格を超える場合はその差額を利用者が負担することとされているところ（同要綱第9条第2項）、請求人は、同要綱に基づく申請の際、給付を希望する[]の価格を[]とする見積書を提出しており（前記1の(4)）、同人は、基準価格を超える額を自己が負担することを前提として価格[]の[]の給付を求めたものと認められる。
- (ハ) したがって、運営要領に規定されている最低限度の実費は、給付事業の給付によって充たされていることとなり、[]の制作費用と基準価格の差額、すなわち最低限度の実費を超える額についての申請を却下したことが不当とは認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年6月3日

北海道知事 高橋 はるみ



教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。